自然共生サイト登録申請について　　2025/5/29

夢プログラム　自然の学校　吉田

生き物が住める場所を、保全しようという世界・国の取組み
公園や市民の取組みの意識を醸成するために、公園の環境省への登録を実現したい

１．自然共生サイト

- 民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度
- 30by30 の目標を達成するために始まった取組み（2023 年スタート）
- 認定区域は「OECM」*[1] として国際データベースに登録

*[1] 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域
（Other Effective area based Conservation Measures）
保護地域とは自然環境保全法で指定された特別区域
また自然公園法による公園を含むこともある
有馬富士公園は都市公園法による公園

- 保護区域の様に、ガチガチに守られたエリアではなく人間の営みがありつつも、長期的な生物多様性を守るためにプラスになる様に管理されたエリア
- 里地・里山、社有林、工場緑地、教育機関の敷地、植物園、研究機関、水田、緑地公園

２．近辺の事例

・県立尼崎の森中央緑地　→　都市公園法による
　　兵庫県園芸・公園協会が指定管理
・県立あわじ石の寝屋緑地　→　同上

３．申請に必要なもの

１）申請者　→　統治責任者・活動責任者　（区域の確定）
２）ガバナンス　　（土地所有者の同意。エリアの重複を避ける（境界））
３）生物多様性の価値*[2]　（証明する資料）
４）活動による保全効果　（活動計画、モニターリング計画）

*[2] 公開されるもの
生物多様性の概況　サイトの活動状況
任意で生物情報　アピールポイント

４．メリット

１）　生物多様性が豊かな場所であることの証明となり、「30by30」*[3]目標に貢献

*[3]2030 年までに、陸と海の 30%以上を、健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な取り組み

２）　今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段（維持・回復・創出）

３）　第三者から見て、サステナブルな取組みをしていることが判る。地域住民にサイトの価値を知ってもらう。

４）　（企業や）団体が生物多様性への取組みを明示化し、投資家や一般消費者に PR できることで、（企業や団体の）価値の向上が見込める。（地域貢献の意識付け）

５）ESG 投資*[3]や ESG 融資を受けやすくなる

*[3]　Environment（環境）、Social（社会）、Governance(企業統治)
CSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任
または Culture・Sports・Recreation）にも結び付く